

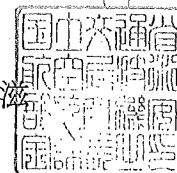


別添

国空機第1210号
平成23年3月25日

株式会社 スターフライヤー
整備本部長 袋 辰次 殿

国土交通省航空局技術部
航空機安全課長 高野



整備作業の確実な実施について（厳重注意）

貴社報告によれば、整備規程に基づいて定められたエアバス式 A320 型機の整備要目において、毎日の飛行開始前に実施するよう規定されている「燃料タンクからの水抜き作業」が規定通り行われていない事実があったことが貴社の内部監査において判明した。

これを受け、平成 23 年 3 月 14 日から 3 月 16 日の間に航空法第 134 条第 2 項に基づく立入検査を貴社の北九州空港基地、関西国際空港基地及び羽田空港基地において実施した結果、平成 18 年以降、これら全ての基地において当該作業を実施せず、さらに整備記録上は実施したように記録していた等の事実があったことが確認された。

本件は、航空運送事業者として最も重要な使命である輸送の安全確保のための基本的な事項をおろそかにしたものであり、現場作業者の安全意識の欠如、教育訓練及び技術管理を含む整備管理体制の不備、管理部門による現場の実態の把握の不備等の要因が関与したと考えられ、極めて遺憾である。よって、ここに厳重に注意する。

貴社においては、これを踏まえ、今後、このような事態の再発を防止するため、具体的な再発防止対策を検討し、本年 4 月 15 日までに文書にて報告されたい。